［2］ Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

［3］ Have Grade “A”, “B” or “C” in the public tender qualification category of “Information Processing”, “Development of Software” among “Offer of services” by the Ministry of Health, Labour and Welfare (The common qualification for all ministries and agencies) in the fiscal years of 2013, 2014 and 2015.

［4］ Prove not to have no false statement in tendering documents.

［5］ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.

［6］ Prove to join the labour insurance and pay the labour insurance premiums. (Without any delinquency in the past 2 years)

［7］ Meets the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑺ Time limit of expressing interests : 10 : 00 AM, 28 August 2013.

⑻ Time limit of the submission of proposals : 5 : 00 PM, 28 August 2013.

⑼ Time limit of tender : 5 : 00 PM, 28 August 2013.

⑽ Contact point for the notice : Tsuyoshi Koyama, Labour Insurance Contributions Levy Operation Office, Labour Insurance Contributions Levy Division, Worker’s Compensation Department, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 4―8―4 Kamishakujii Nerima-ku, Tokyo 177―0044 Japan, TEL 03―3920―3311 ext. 407, 416

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年7月8日

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房統計部長　坂井　眞樹

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　72

⑵　購入等件名及び数量　牛乳乳製品統計調査業務　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　平成25年11月１日から平成29年１月31日までの間

⑸　履行場所　農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

⑹　入札方法　落札決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を捨てた額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。

⑶　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑷　農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約又は役務等契約に係る指名停止を受けている期間中の者でないこと。

⑸　平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑹　その他の競争３参加資格については、入札説明書による。

３　入札書の提出場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100―8950　東京都千代田区霞が関１―２―１　農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室　齋藤　善政　電話03―3591―0783

⑵　入札説明書の交付方法　⑴の場所にて交付する（行政機関の休日を除く。）。

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成25年７月29日10時又は平成25年８月28日10時　農林水産省大臣官房統計部第１会議室（北別館３階）

⑷　入札書及び総合評価のための書類の提出期限及び提出場所　平成25年９月３日11時

〒100―8950　東京都千代田区霞が関１―２―１　農林水産省大臣官房統計部管理課　伊藤　正樹　電話03―3502―8091

⑸　開札の日時及び場所　平成25年９月17日10時　農林水産省大臣官房統計部第１会議室（北別館３階）

４　機能審査　入札説明書に基づいて作成した総合評価のための書類を支出負担行為担当官が審査し、要求仕様を満たした者を最終的に当該競争に参加させるものとする。

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、総合評価のための書類及び封印した入札書を３の⑷の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）のうち、必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たしている性能等を提案した入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうちから、総合評価落札方式をもって落札者を決定することがある。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　詳細は、入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaki Sakai, Director-General, Statistics Department, Minister’s Secretariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

⑵　Classification of the services to be procured : 72

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Operation of Survey on Statistics on Milk and Dairy Products 1 set

⑷　Fulfillment period : From 1 November, 2013 through 31 January, 2017

⑸　Fulfillment place : Consumption Statistics Office, Statistics Department, Minister’s Secretariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 10 of the Public Service Reform Act (except item 11), which is applied mutatis mutandis pursuant to Article 15 of Act on Reform of Public Service by Introduction of Competitive Bidding,

②　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,